3～13　（略）

14　省令第四条第四項の規定により省令第三条第一項第二号ロに規定する議決権の保有の状況に係る経済産業大臣の証明を受けようとする者は、様式18による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15　経済産業大臣は、14の申請書のほか、第五の3に規定する基準に適合していることに関する証明を受けようとする者による省令第三条第一項二号ロに掲げる事業活動により取得した特別新事業開拓事業者の株式に係る当該特別新事業開拓事業者の議決権の保有状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

16　経済産業大臣は、14の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の3に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式19による証明書を交付するものとする。

17　省令第四条第五項の規定により省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあっては、研究開発を実施した日を含む年とする。17において同じ。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式22による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～13　（略）

（新設）

（新設）

14　省令第四条第四項の規定により省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者は、同号の研究開発を実施した日を含む同号の者の事業年度（ただし、個人の場合にあっては、研究開発を実施した日を含む年とする。14において同じ。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該事業年度において当該証明を受けようとする全ての事項について、様式18による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

18　17の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　17の申請を行う者が省令第二条第三項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること　様式23

二　17の申請を行う者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況が、第五の4に規定する基準に適合するものであること　様式24

19　経済産業大臣は、17の申請書及び18の各号に定める書類のほか、第五の4に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

20　経済産業大臣は、17の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の4に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式25による証明書を交付するものとする。

21　5から7までの規定は、8、11、14及び17に係る証明の申請について準用する。この場合において、11に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式16」と、6中「様式7」とあるのは「様式17」と、14に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式20」と、6中「様式7」とあるのは「様式21」と、17に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式26」と、6中「様式7」とあるのは「様式27」と読み替えるものとする。

15　14の申請書の提出は、次の各号に掲げる事項を確認するため、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　14の申請を行う者が省令第二条第三項に規定する研究開発型新事業開拓事業者であること　様式19

二　14の申請を行う者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況が、第五の3に規定する基準に適合するものであること　様式20

16　経済産業大臣は、14の申請書及び15の各号に定める書類のほか、第五の3に規定する基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者による省令第三条第一項第七号の研究開発の実施の状況を確認するために、当該基準に適合していることに関する経済産業大臣の証明を受けようとする者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

17　経済産業大臣は、14の申請書の提出を受けた場合において、速やかに第五の3に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式21による証明書を交付するものとする。

18　5から7までの規定は、8、11及び14に係る証明の申請について準用する。この場合において、11に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式16」と、6中「様式7」とあるのは「様式17」と、14に係る証明の申請について準用するときは、5中「様式6」とあるのは「様式22」と、6中「様式7」とあるのは「様式23」と読み替えるものとする。